

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年6月6日 11時30分ごろ
発生場所	広島県広島市小カクマ島東方沖 広島港 ^{にの} 似島 ^{やじた} 家下防波堤北灯台から真方位281° 1.1海里付近 (概位 北緯34° 19.1′ 東経132° 24.5′)
事故の概要	水上オートバイGP1800は航行中、また、水上オートバイレディーは停止中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年6月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ GP1800、0.2トン 271-39501広島、個人所有 B 水上オートバイ レディー、0.2トン 240-67688広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約1.9m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、B船及びもう1隻の水上オートバイ（以下「C船」という。）と共にマリーナを出発し、目的地に向かってB船の左斜め後方を約100～150m離して約60km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で航行中、船長Aが、波しぶきが目に入ったので、左腕でぬぐっていたところ、無意識のうちに右にハンドルが取られ、A船の右舷船首部が前路で停止していたB船の左舷中央部に衝突した。 C船の船長は、携帯電話で118番通報を行った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者B」という。）を後部座席に同乗させ、A船及びC船と共に約60km/hの速力で航行中、船長Bが、同乗者Bから携帯電話で写真を撮りたいと話しかけてきたので、減速しながら停止させた。 船長Bは、左方から緩やかに右旋回しながら接近するA船に気付いたものの、どうすることもできず、A船と衝突した。 同乗者Bは、左下腿部に裂傷を負った。

	A 船、B 船及びC 船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	<p>A 船は、B 船の左斜め後方を約 100～150m 離して航行中、船長 A が、目に入った海水をぬぐう際、左手をハンドルから離して左腕で目をぬぐいながら航行を続けたことから、無意識のうちに右にハンドルが取られ、緩やかに右旋回しながら前路で停止していた B 船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、A 船の右斜め前方を航行中、船長 B が同乗者 B から写真を撮りたいと話しかけてきたことから、減速しながら停止させたものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、A 船が B 船の左斜め後方を航行中、船長 A が、目に入った海水をぬぐう際、左手をハンドルから離して左腕で目をぬぐいながら航行を続けたため、無意識のうちに右にハンドルが取られ、A 船が緩やかに右旋回しながら前路で停止していた B 船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、波しぶきが目に入るなどして周囲の見張りに支障をきたすことになった場合、周囲を確認した上で、航行を続けずに停止して措置すること。 ・水上オートバイの船長は、高速で接近する小型船舶の前方で停止しないことが望ましい。